

食品安全委員会における調査審議方法等について (平成15年10月2日内閣府食品安全委員会決定)

最終改正：平成15年11月13日

- 1 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等により申請資料等の作成に協力した者（以下「申請資料等作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から申請資料等作成者のリストの提出を受け、申請資料等作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 申請資料等作成者である委員又は専門委員は、当該調査審議又は議決が行われている間、調査審議の会場から退室する。

ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は、出席し、意見を述べるができるが、議決には参加できない。
- 2 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものの作成に協力した者（以下「利用資料作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から、利用資料作成者のリストの提出を受け、利用資料作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 利用資料作成者である委員又は専門委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は意見を述べることができる。
- 3 1及び2の場合の他、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係（例えば、委員又は専門委員が、①申請資料等作成者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、②当該申請者から研究費を受けている場合、③当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合）を有する委員又は専門委員は、委員長又は専門調査会の座長に申し出るものとする。この場合の審議及び議決については、1の(2)と同様とする。
- 4 以上の場合においては、その旨を議事録に記録するものとする。